

令和4年9月30日

対馬海区漁業調整委員会事務局
(対馬振興局水産課内)
直通電話 0920-52-1947
担当者名 大崎、永井

対馬海区漁業調整委員会指示の発出について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第2号

対馬海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕（長崎県漁業調整規則第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。）について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和4年9月30日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

1. 採捕区域の制限内容

- (1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (2) 対馬市厳原町豆酛崎灯台から同市上対馬町三島灯台に至る対馬島東岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては3月1日から11月30日までの間、対馬市厳原町豆酛崎灯台から同市上対馬町三島灯台に至る対馬島西岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては5月1日から1月31日までの間、総トン数10トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

(1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。

ア 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 3個

イ アの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 20個

ウ 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く対馬海区

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

設備できるソケット数の最高限度 59 個

同時に使用できる電球数の最高限度 53 個

エ 集魚灯に LED 灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備する LED 灯の最大消費電力（k w）の総和を 3 で除し、得られた数値の小数点以下第 1 位を切り上げた数値とする。

- (2) 対馬海区において、集魚灯 1 個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が 3 キロワット内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。
- (3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 4 年 11 月 4 日から令和 9 年 11 月 3 日までとする。